

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2024年9月号 (Vol.17)

### 令和5(2023)年度における独占禁止法に関する相談事例集／ 中国の水平的事業者集中審査ガイドライン(意見募集稿)について／ 生成AI基盤モデルとAI製品の市場を巡る競争に関する共同声明

- I. 令和5(2023)年度における独占禁止法に関する相談事例集
- II. 中国の水平的事業者集中審査ガイドライン(意見募集稿)について
- III. 生成AI基盤モデルとAI製品の市場を巡る競争に関する共同声明

森・濱田松本法律事務所

弁護士 高宮 雄介

TEL. 03 6226 8744

[yusuke.takamiya@mhm-global.com](mailto:yusuke.takamiya@mhm-global.com)

弁護士 柿元 将希

TEL. 03 6266 8971

[masaki.kakimoto@mhm-global.com](mailto:masaki.kakimoto@mhm-global.com)

弁護士 鈴木 幹太

TEL. 03 6213 8118

[kanta.suzuki@mhm-global.com](mailto:kanta.suzuki@mhm-global.com)

弁護士 塩崎 耕平

TEL. 03 5293 4860

[kohei.shiozaki@mhm-global.com](mailto:kohei.shiozaki@mhm-global.com)

弁護士 木村 信太郎

TEL. 03 5223 7780

[shintaro.kimura@mhm-global.com](mailto:shintaro.kimura@mhm-global.com)

弁護士 志村 真人

TEL. 03 5220 1929

[masato.shimura@mhm-global.com](mailto:masato.shimura@mhm-global.com)

弁護士 中野 竹彦

TEL. 03 5220 1940

[takehiko.nakano@mhm-global.com](mailto:takehiko.nakano@mhm-global.com)

弁護士 藤井 俊明

TEL. 03 5220 1961

[toshiaki.fujii@mhm-global.com](mailto:toshiaki.fujii@mhm-global.com)

弁護士 若尾 和哉

TEL. 03 5220 1973

[kazuya.wakao@mhm-global.com](mailto:kazuya.wakao@mhm-global.com)

#### I. 令和5(2023)年度における独占禁止法に関する相談事例集

(柿元、木村、志村、中野、藤井)

##### 1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」といいます。)は、2024年6月13日、令和5(2023)年度における「独占禁止法に関する相談事例集」(以下「相談事例集」といいます。)を公表しました(以下、年号は西暦で表記します。)<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> [\(令和6年6月13日\)独占禁止法に関する相談事例集\(令和5年度\)について | 公正取引委員会](#)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

公取委は、事業者等が実施しようとする具体的な行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独禁法」といいます。）上問題があるか否かに関する事業者等からの個別の相談に対応しています。そして、公取委は、このような相談の中から、他の事業者等によって今後の事業活動の参考になると考えられる事案を、毎年「相談事例集」として公表しています<sup>2</sup>。

2023 年度の相談事例集は、相談の対象となった行為類型は共同行為に関するものが多かった一方で、行為の目的は、①脱炭素に関する取組に関するもの、②いわゆる働き方改革関連法の成立及び施行による残業時間の上限規制撤廃に伴う、いわゆる2024 年問題にかかわる取組に関するもの、③コスト上昇・価格転嫁に関わる取組に関するもの等、近時の社会動向を踏まえた多岐にわたるものとなっている点が特徴です。

本ニュースレターでは、上記の相談の目的ごとに項目を分けて、2023 年度の相談事例集の概要をご説明します。

## 2. 相談事例の概要

### (1) 脱炭素に関わる取組に関連する事例

日本政府は、2020 年 10 月、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました<sup>3</sup>。また、2021 年 4 月には、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました<sup>4</sup>。このような目標発表を踏まえて、日本政府は、2050 年のカーボンニュートラル実現に向けて様々な取組を行っています<sup>5</sup>。

このように、日本政府が脱炭素に向けた取組を加速させている中で、公取委も、2023 年 3 月に、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に対する法適用及び執行の透明性及び予見可能性を高める観点から、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」（以下「グリーンガイドライン」といいます。）を策定しました<sup>6</sup>。

また、公取委は、今年 4 月には、策定から約 1 年という短い期間でグリーンガイドラインの改定を行い、今後も継続的に見直しを行うことを表明するなど<sup>7</sup>、脱炭素

[jftc.go.jp](https://www.jftc.go.jp)。相談事例集は、[独占禁止法に関する相談事例集（令和 5 年度）](#)をご参照ください。

<sup>2</sup> 過去の相談事例集は、[相談事例集 | 公正取引委員会 \(jftc.go.jp\)](#)をご参照ください。

<sup>3</sup> 当時の菅内閣総理大臣所信表明演説（令和 2 年 10 月 26 日 第二十三回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説 | [令和 2 年 | 総理の演説・記者会見など | ニュース | 首相官邸ホームページ \(kantei.go.jp\)](#)）をご参照ください。

<sup>4</sup> [令和 3 年 4 月 22 日 地球温暖化対策推進本部 | 令和 3 年 | 総理の一日 | ニュース | 首相官邸ホームページ \(kantei.go.jp\)](#)及び[菅総理大臣の米国主催気候サミットへの出席について（結果概要） | 外務省 \(mofa.go.jp\)](#)をご参照ください。

<sup>5</sup> 詳細は[国の取組 - 脱炭素ポータル | 環境省 \(env.go.jp\)](#)をご参照ください。

<sup>6</sup> [（令和 5 年 3 月 31 日）「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の策定について | 公正取引委員会 \(jftc.go.jp\)](#)、をご参照ください。

<sup>7</sup> [（令和 6 年 4 月 24 日）「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」の改定について | 公正取引委員会 \(jftc.go.jp\)](#)及び[グリーンガイドライン改定版](#)をご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

に向けた取組に関する独禁法上の考え方を積極的に明らかにしています<sup>8</sup>。

こうした状況を背景に、2023年度の相談事例集でも、グリーンガイドラインに関連する2つの事例（事例1<sup>9</sup>・2<sup>10</sup>）が紹介されています。

事例1は、輸送用機械メーカー4社が、共同して技術研究組合を設立し、当該組合において二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術に関する基礎研究を共同で実施し、研究成果を共有することが、独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、グリーンガイドラインや共同研究開発ガイドライン<sup>11</sup>に言及しつつ、新技術に関する顕在的・潜在的な研究開発の主体は相当数存在すること、取組が基礎研究に関するものであり、開発競争が損なわれる可能性が低いこと、共同研究の必要性があること、共同研究の期間・対象範囲が限定されていること等から、新技術に係る技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限されることにはならないと認定し、また、当該取組によって4社以外の輸送用機械メーカーが新技術に関する技術市場又は製品市場から排除されることにもならないと認定して、当該取組は独禁法上問題となるものではないと回答しました。

事例2は、ある石油化学コンビナートにおいて石油化学製品等の製造販売を行っている4社が、同コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けて実施する共同行為が独禁法上問題ないか相談するものです。この相談に対して、公取委は、グリーンガイドラインに言及しつつ、カーボンニュートラルの実現が目的であることや当該取組による競争制限性が認められない、又は一定の取引分野における競争の実質的制限が生じるものではないこと等を理由として、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

事例1・2は、公取委が、脱炭素に関わる取組に関する相談について、グリーンガイドラインも踏まえつつ独禁法上問題ないと判断した点に特徴があります。もっとも、両事例は、「脱炭素」に関する取組であるという点が、共同研究の必要性や今後の需要及び供給の拡大の見込みといった観点で一定程度考慮されてはいるものの、従来の公取委の考え方を前提としても、同様に独禁法上の問題は生じないという結論に至った可能性が相応にある事案であるとも思われ、グリーンガイドラインで示された考え方によって結論が左右されたとはいえないと考える余地が残ります。このように、これらの事例がこれまでとは異なる新しい考え方を示しているとは必ずしも言い難い点には留意が必要です。

## (2) 2024年問題に関わる取組に関連する事例

2024年4月から、自動車の運転業務や建設事業等について、いわゆる働き方改革

<sup>8</sup> グリーンガイドラインに関するこれまでの公取委の取組及び内容につきましては、[ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2023年5月号 \(Vol.4\)](#) 及び [ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2024年4月号 \(Vol.14\)](#) もご参照ください。

<sup>9</sup> [1 輸送用機械メーカーによる二酸化炭素を排出しない燃料を使用する新技術のための共同研究 | 公正取引委員会 \(iftc.go.jp\)](#)をご参照ください。

<sup>10</sup> [2 石油化学コンビナートの構成事業者によるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為 \(令和6年2月15日公表\) | 公正取引委員会 \(iftc.go.jp\)](#)をご参照ください。

<sup>11</sup> [\(平成29年6月16日\)「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」](#)をご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

関連法に基づく時間外労働の上限規制の適用が開始されました。その結果、特に、担い手不足などの課題を抱える物流業界や建設業界では、業務の停滞や人材確保の困難性が懸念される、いわゆる「2024年問題」に直面しており、それに対する対応が喫緊の課題となっています<sup>12</sup>。

(2023年度の相談事例集でも、2024年問題に関連する2つの事例(事例4<sup>13</sup>・8<sup>14</sup>)が取り上げられています。

事例4は、加工食品メーカー4社において、物流の2024年問題の解消に向けて、小売業者に対する商品の配送において物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに取り組むことを共同で宣言する行為が独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、上記取組が、物流の2024年問題への対応という社会公共的な課題について、国が策定したガイドラインを踏まえて行うものであり、正当な目的に基づくものであること、また、当該取組は価格や数量といった重要な競争手段に関するものではなく、具体的な見直しの内容は各社が独自に行う等、目的達成の手段としても合理的に必要な範囲内のものといえること等の理由から、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

事例8は、建設業者及び建設業者を会員とする団体により構成される連合会において、建設業における時間外労働上限規制の適用に対応するため、週休二日の確保を前提とした見積書の提出等を徹底・尊重することを対外的に宣言するという取組が独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、当該取組は国が促している取組内容にも沿った社会公共的な目的に基づく取組であること、その方法も、初回の見積書に限られ、それ以降の交渉や契約内容を統一するものではない等、当該目的に基づいて合理的に必要な範囲内のものであること等を理由として、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

2024年問題に向けた取組は、業界全体で取り組む必要がある場合や、取引先の理解が必要になる場合も多くなります。事例4及び事例8では、公取委が、こうした取組を行うに当たっての競争事業者間の共同行為や事業者団体の行為について、社会公共的な目的であるとしてその正当性を認定している点に特徴があります。もっとも、いずれの事例も、「需要者の利益を不当に害するとはいえない」と認定されており、そもそも競争制限効果の程度が低いとも考えられるため、これらの事例から、

<sup>12</sup> 特に物流業界においては、日本政府は、本文中で述べた上限規制の適用に先立って、2023年6月2日、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定し(報道発表資料:「[物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン](#)」を策定しました - 国土交通省 ([mlit.go.jp](#))、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定しました (METI/経済産業省)、[物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン](#)等)、発荷主事業者及び着荷主事業者に対し、両者間の商取引契約において、物流事業者に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善することを促しています。

<sup>13</sup> [4 加工食品メーカーによる物流事業者が納品場所で行っている商品の開梱、値札付け作業、店頭での商品陳列等の附帯作業の見直しに向けた共同宣言 | 公正取引委員会 \(\[iftc.go.jp\]\(#\)\)](#)をご参照ください。

<sup>14</sup> [8 事業者団体による週休二日を前提とした工期と費用に基づく初回の見積書を提出すること等の決定及び宣言 | 公正取引委員会 \(\[iftc.go.jp\]\(#\)\)](#)をご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2024年問題に関わる取組であれば、いかなる共同行為であっても独禁法上問題がないと一般化することはできない点に留意が必要です。

### (3) コスト上昇・価格転嫁に関わる取組に関する事例

新型コロナウイルスの感染拡大以降、その影響を受け、労務費、原材料費及びエネルギーコスト等が上昇していますが、中小企業を中心として、主に価格交渉力の問題から、コストの上昇分について必ずしも適正な価格転嫁が行われているとはいえない状況にあります。このような状況を受け、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、サプライチェーン全体のパートナーシップによりコスト上昇を適正に価格転嫁できる環境を整備するため、2021年12月、政府は「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」<sup>15</sup>を公表し、価格転嫁の構造的な定着を目指す政策を推進してきました。公取委も、2022年以降「価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施するとともに<sup>16</sup>、2023年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」<sup>17</sup>を公表するなど、適正な価格転嫁の実現に向けた取組を積極的に行っています。

本年度の相談事例集でも、コスト上昇を受けての取組や価格転嫁を促すための取組に関連するいくつかの事例（事例6<sup>18</sup>・7<sup>19</sup>・9<sup>20</sup>・10<sup>21</sup>）が取り上げられています。

事例6は、一般消費者向けの商品を供給する事業者が、急激なコスト上昇のため同商品を供給する契約の新規受付を終了する競合事業者に、一般消費者との契約の取次ぎを依頼することが独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、コスト上昇に関する事業に触れることなく、複数の競争圧力要因が存在すること等を理由として、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

事例7は、燃料費の高騰等による利益率の低下や新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による利用率の低下を背景として、旅客輸送会社2社が、2社の路線間の乗継ぎのために特定の路線についての運行時刻、便数の調整をする等の提携を行うことが独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、燃料費の高騰等の社会的要因に触れることなく、重要な競争手段である運賃等に関する調整や情報共有を行うものではないこと等を理由として、独禁法上問題となるものでは

<sup>15</sup> [パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ](#)をご参照ください。

<sup>16</sup> 本年も同調査は行われています（令和6年6月7日）「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の調査票の発送開始及び積極的な情報提供のお願いについて | 公正取引委員会 ([iftc.go.jp](http://iftc.go.jp))をご参照ください。

<sup>17</sup> 詳細は、[ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2024年1月号 \(Vol.11\)](#) 及び[労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針](#) | 公正取引委員会 ([iftc.go.jp](http://iftc.go.jp))をご参照ください。

<sup>18</sup> [6 急激なコスト上昇のため新規契約の受付を終了する競合事業者に対する契約の取次ぎの依頼](#) | 公正取引委員会 ([iftc.go.jp](http://iftc.go.jp))をご参照ください。

<sup>19</sup> [7 燃料費の高騰等による利益率の低下や新型コロナウイルスの感染拡大の影響等による利用率の低下を背景とした、旅客輸送会社による特定の路線についての運行時刻の調整等](#) | 公正取引委員会 ([iftc.go.jp](http://iftc.go.jp))をご参照ください。

<sup>20</sup> [9 事業者団体による会員の価格転嫁交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例を公表する取組](#) | 公正取引委員会 ([iftc.go.jp](http://iftc.go.jp))をご参照ください。

<sup>21</sup> [10 自動車車体整備事業者の団体と損害保険会社との間における自動車車体整備の取引に係る工賃の算出に用いられる指数対応単価の引上げに関する団体協約の締結（事前相談制度による相談、令和6年3月29日公表）](#) | 公正取引委員会 ([iftc.go.jp](http://iftc.go.jp))をご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ないと回答しました。

事例 9 は、機械部品のメーカーを会員とする団体が、会員の価格転嫁の交渉を促すため、取引先に対する要請額の算出手順の例及び算出に用いる市況情報の推移をまとめた統計データを公表することが独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等に触れることなく、取扱対象が公表情報であることや、事業者間の競争に影響を与えたりは考えられないこと等を理由として、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

事例 10 は、自動車関係の事業者団体が、損害保険会社との間で、自動車車体整備の取引に係る工賃の算出に用いられる指数対応単価の引上げに関して、中小企業等協同組合法に基づく団体協約を締結することが独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、具体的な理由を述べることなく不公正な取引方法を用いる場合に該当するとは認められないこと等を理由として、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

コスト上昇に対する取組や価格転嫁は喫緊の課題であるところ、上記でご説明したとおり、コストに関連する事例が 4 つ取り上げられていることに、公取委のコスト関係の取組に対する関心の高さが窺われます。もっとも、事例 6、7 及び 9 については、明示的にコスト上昇及び価格転嫁に関する点が考慮された上で判断されているわけではないことに留意が必要です。

#### (4) その他の事例

本年度の相談事例集では、上記以外にも興味深い事例（事例 3<sup>22</sup>・5<sup>23</sup>・11<sup>24</sup>）が取り上げられています。

事例 3 は、今後製品寿命が到来する電気機器について、電気機器メーカー 12 社が、それぞれ行っていた廃棄処理業務を、新たに共同で設立する団体において行う取組が独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、問題となった複数の市場について、相談者の合算シェアが小さいこと等を理由として、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

事例 5 は、工業製品メーカー 2 社が、需要量が減少している工業製品について、原材料の共同購入を行うとともに、2 社のうち 1 社が、他の 1 社に対して製品の全量 OEM 供給を行うことが独禁法上問題ないか相談するものです。これに対して、公取委は、共同購入については、原材料の購入市場における 2 社の合算市場シェアが僅少であること等を理由に、OEM 供給については、2 社間で OEM 供給価格や製造数量等の情報が共有されれば工業製品の販売価格が互いに推測しやすくなるとしな

<sup>22</sup> [3 今後製品寿命が到来する電気機器についてのメーカーによる廃棄処理業務の共同化 | 公正取引委員会 \(iftc.go.jp\)](#)をご参照ください。

<sup>23</sup> [5 需要量が減少している工業製品に係るメーカーによる原材料の共同購入及び製品の全量 OEM 供給 | 公正取引委員会 \(iftc.go.jp\)](#)をご参照ください。

<sup>24</sup> [11 競りの出品者がインボイスを発行できない事業者であることを出品情報資料上で明示する取組 | 公正取引委員会 \(iftc.go.jp\)](#)をご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

がらも、本件では上記情報が 2 社の販売部門等に共有されないような情報遮断措置が講じられること等を理由として、それぞれ独禁法上問題となるものではないと回答しました。

事例 11 は、農産物の生産者を会員とする事業者団体が主催する農産物の競りにおいて、出品情報資料上で、出品者が適格請求書（いわゆるインボイス）を発行できない事業者であることを明示することが独禁法上問題ないか（取引条件等の差別取扱い（不公正な取引方法一般指定第 4 項）に該当しないか）相談するものです。これに対して、公取委は、仕入税額控除が可能となる範囲が異なることに伴う正当なコスト差が生じ得ることを示すものに過ぎず、インボイスを発行することができない事業者を不当に不利に取り扱うものとは認められないこと等を理由として、独禁法上問題となるものではないと回答しました。

### 3. おわりに

これまでご説明したとおり、2023 年度の相談事例集では、近時の社会情勢を反映した事業者の取組が数多く含まれており、特に、こうした取組に関心のある事業者に対して一定の示唆を与える内容になっていると評価できます。

もっとも、いずれの取組についても、従来の公取委の考え方にに基づき検討したとしても、独禁法上問題ないと評価される可能性が高いと考えられるところであり、今後、公取委が、脱炭素や価格転嫁といった近時の社会情勢を反映した取組についてどこまで踏み込んだ判断を行っていくのか、引き続き注視する必要があります。

## II. 中国の水平的事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）について （鈴木、塩崎、呉）

### 1. はじめに

中国の独禁法執行当局である国家市場監督管理総局（以下「独禁法執行当局」といいます。）は、2024 年 6 月 17 日に「水平的事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」といいます。）を公表しました。本意見募集稿は、中国の独禁法執行当局が初めて事業者集中の審査要点を定めるもので注目されています。内容としては、独禁法執行当局が水平的事業者集中（事業者集中は、日本法上の「企業結合」に相当するもので、水平的事業者集中の意味については後述します。）を審査する際に、当該集中が競争の排除、制限効果を有し、又は有するおそれがあるか否かを判断する際の独禁法執行当局の判断の傾向や基準について、参考事例も紹介しつつ、詳細に定めるものとなっています。

本意見募集稿は 12 章 87 条からなり、「事業者集中審査規定」に基づき、水平的事

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

業者集中審査に関わる証拠資料、審査時の関連市場の画定、市場占有率・市場集中度、単独効果、協調効果、潜在競争、市場参入障壁、取引相手による牽制力、効率性の向上などの要素に関する考察基準を列挙しています。

本意見募集稿はまだ正式な法令として公表されておらず、今後、意見募集の結果を踏まえ、本意見募集稿の内容について修正がなされる可能性があります。特に、本意見募集稿のうち、水平的事業者集中に参加する各事業者の合計市場占有率に基づく独禁法執行当局による判断の傾向や集中後のハーフィンダール・ハーシュマン指数の状況に基づく独禁法執行当局による判断の傾向を示している部分は、一種のセーフハーバー基準を示したものと評価することも可能であり、実務上参考に値するものであると考えられます。以下では本意見募集稿のポイントを概説します。

### 2. 適用対象

本意見募集稿は、独占禁止法、事業者集中の申告基準に関する規定、及び事業者集中審査規定に基づき、独禁法執行当局が水平的事業者集中（当該事業者集中に参加する事業者が同一の関連市場において現実の競争者又は潜在的競争者である事業者の集中のことをいいます。4条1項）を審査する際に、審査を規範化し、審査業務の透明性を高め、事業者集中による競争への影響評価の予見可能性を高めることを目的としています（1条）。

本意見募集稿は「水平的事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）」という名称のとおり、特に水平的関係に焦点を当てています。すなわち、実務上、1つの事業者集中において、集中に参加する事業者が複数の関連市場の競争に関与している可能性があり、一部の関連市場においては水平的関係にあり、同時に他の関連市場においては水平的関係以外の関係（垂直的關係（川上・川下関係）、混合的關係（隣接関係、相互補完の關係等））にある可能性も十分あるところです。その場合、本意見募集稿は、独禁法執行当局が、事業者集中審査においてそれぞれの関連市場における事業者の関係を一つずつ検討するという考え方を示しつつ、本意見募集稿は特に水平的関係に焦点を当て、審査する際の考え方を示すものであることを宣言しています（4条3項）。

### 3. 市場占有率・市場集中度に基づく独禁法執行当局による判断の傾向

本意見募集稿は、市場占有率、市場集中度に基づき、水平的事業者集中による競争の排除、制限効果の有無に対する独禁法執行当局の判断の傾向を示しています。

市場占有率（市場シェア）とは、一般的に事業者の1つの関連市場における規模が当該関連市場の総規模に占める比率をいうとされています（21条）。水平的事業者集中に参加する各事業者の合計市場占有率に基づく独禁法執行当局による判断の傾向は以下のとおり整理できます。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

水平的事業者集中に参加する各事業者の合計市場占有率	独禁法執行当局による判断の傾向	根拠条文
50%以上	事業者が、当該集中が競争に不利な影響を与えないことを証明できない限り、通常、当該集中が当該関連市場に対して競争を排除もしくは制限する効果を有し、又は有するおそれがあると推定する。	23条1項
25%以上かつ50%未満	重点的に注目する。 その中で特に、合計市場占有率が35%以上かつ50%未満の水平的事業者集中については、当該集中が当該関連市場に対して競争を排除もしくは制限する効果を有するおそれがあると認める傾向にある。	23条2項
15%以上かつ25%未満	一般的に、当該集中が当該関連市場に対して競争を排除もしくは制限する効果を有するとは判断しない。ただし、個別の案件の市場競争状況に基づき、集中により単独効果又は協調効果（後述）が生じるか否かを分析する必要がある。	23条3項
15%未満	関連市場の画定の合理性及び市場占有率の正確性を判断した後、独占禁止法執行当局は、当該集中が競争に悪影響を及ぼす可能性があることを示す証拠がない限り、通常、当該集中が当該関連市場に対して競争を排除もしくは制限する効果を有しないと推定する。	23条4項

市場集中度とは、関連市場の競争構造を示すものであり、独禁法執行当局は、ハーフィンダール・ハーシュマン指数<sup>25</sup>（Herfindahl-Hirschman Index、以下「HHI 指数」といいます。）及び業界上位 N 社の企業累積市場占有率<sup>26</sup>（Concentration Ratio、以下「CRn 指数」といいます。）を用いて市場集中度を計測するとしています（29条1項）。なお、日本の企業結合ガイドライン<sup>27</sup>においても、HHI 指数を用いたセーフハーバー

<sup>25</sup> HHI 指数は、集中に係わる関連市場における各事業者の市場占有率に 100 をかけた後の数値の二乗の和に等しくなります（29条1項）。

<sup>26</sup> なお、本意見募集稿では、CRn 指数に基づく独禁法執行機構による判断の傾向は特に示されていません。

<sup>27</sup> [企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針](#)の第4の1をご参照ください。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

基準が示されています。

これらの指標について、一般的に、CRn 指数より、HHI 指数の方が市場占有率の高い事業者に対して高いウエイト（重み）をつけ、より正確に競争の構造を反映できるといわれています（29 条 2 項）。市場集中度の分析に当たり、HHI 指数を採用する場合、独禁法執行当局は、集中後の HHI 指数の数値を考慮に入れるとともに、集中による HHI 指数の増分（以下「HHI 増分」という）も考慮に入れるとしています（29 条 2 項）。

独禁法執行当局は、一般的に HHI 指数が 1,000 未満の市場を低度集中市場、HHI 指数が 1,000～1,800 の間にある市場を中度集中市場、HHI 指数が 1,800 を超える市場を高度集中市場と分類しており（30 条 1 項）、HHI 指数の数値及び HHI 増分に基づく独禁法執行当局による判断の傾向は以下のとおり整理できます。

集中後の HHI 指数の状況	独禁法執行当局による判断の傾向	条文根拠
低度集中市場（HHI 指数 1,000 未満） 又は HHI 増分が 100 を超えない	集中後に HHI 指数が 1,000 未満、又は HHI 増分が 100 を超えない場合、一般的に当該集中が競争を排除もしくは制限する効果を有するとは判断しない。	30 条 2 項 1 号
中度集中市場（HHI 指数 1,000～1,800） かつ HHI 増分が 100 を超える	事業者集中により市場集中度が中度集中状態になり、かつ HHI 増分が 100 を超える場合、当該集中が競争を排除もしくは制限する効果を有するおそれがあると認める傾向にあり、全面的な審査を行う必要がある。	30 条 2 項 2 号
高度集中市場（HHI 指数 1,800 超） かつ HHI 増分が 100 を超える	事業者集中により市場集中度が高度集中状態になり、かつ HHI 増分が 100～200 の間にある場合、当該集中が競争を排除もしくは制限する効果を有するおそれがあると認める傾向が更に高まり、全面的な審査を行う必要がある。	30 条 2 項 3 号
	事業者集中により市場集中度が高度集中状態になり、かつ HHI 増分が 200 を超える場合、事業者が当該集中が競争に不利な影響を与えないことを証明できない限り、通常、当該集中が競争を排除もしくは制限する効果を有し、又は有するおそれがあると推定する。	

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## 4. 単独効果及び協調効果

本意見募集稿は、事業者集中により単独効果又は協調効果が生じるか否かを判断する際の判断の傾向又は基準も詳細に規定しています。

単独効果とは、事業者が集中により直接的又は潜在的な競争相手を排除することで、集中後の事業者の市場支配力が著しく強化され、関連市場における他の事業者との競争による制約を受けにくくなり、直接的又は間接的に、関連商品の価格を引き上げたり、商品の質や量を低下させたり、イノベーションを弱めたりする等、市場における公正な競争や消費者の利益を害するような行為を一方的に行う能力や動機を有することをいいます（32条）。

本意見募集稿は、単独効果の有無を評価する際に、①事業者が集中する前後の関連市場における競争者の数及び変化、集中に参加する事業者の市場シェア及び変化、関連市場の集中度及び変化、②集中に参加する事業者が密接な競争者であるか否か、③関連市場におけるその他の競争者が集中後の主体に対して有効な競争的制約を構成することができるか否か、④市場参入等のその他の要素を考慮することを規定しています（34条）。特に、①の「事業者が集中する前後の関連市場における競争者の数及び変化、集中に参加する事業者の市場シェア及び変化、関連市場の集中度及び変化」は重要な評価指標であるとされています。なぜなら、関連市場の競争者の数が少ないほど、集中に参加する経営者の市場シェアが高くなり、集中後の主体と競争者の市場シェアの差が大きくなり、集中後の関連市場の集中度及びその変化が高くなり、集中後の主体が市場に対して有するコントロール力が大きくなり、経営者の集中が単独効果をもたらす可能性が大きくなるためです（35条）。また、②の「集中に参加する事業者が密接な競争者であるか否か」も重要な考慮要素と明記されているほか、その他の各要素についても、判断する際の傾向が示されています（36～45条）。

一方、協調効果とは、事業者が集中により直接的又は潜在的な競争相手を排除し、その結果、市場構造に明らかな変化が生じ、集中後の事業者が他の市場参加者と明示的又は黙示的に協調行動をとることがより有利となり、商品価格の引き上げ、商品の質の低下、イノベーションの弱体化等、市場における公正な競争や消費者の利益を害する可能性が高まる行動を直接的又は間接的に実行する能力や動機を有することをいいます（47条）。

本意見募集稿は、事業者集中により協調効果が生じる可能性があるとして判断する際の考慮要素を以下のとおり示しています（48条）。

- (1) 直接的な価格の引き上げ、生産制限、市場分割等に関するものであり、事業者間の競争を緩和することができるコンセンサスが事業者間で存在すること
- (2) お互いに当該コンセンサスを遵守しているかを監視し、遵守しない当事者に罰則を実施する等により、事業者がコンセンサスを維持することができること

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

(3) 協調行動以外の事業者が協調行動の安定性に脅威を与えることができないこと

また、事業者が協調効果を生じないことを証明できない限り、事業者集中が次に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、独禁法執行当局は、集中が協調効果を生じのおそれがあると推定することができるとしています（50条）。

- ・ 集中後の主体と他の事業者の関連市場における市場シェアの合計が3分の2に達し、かつそれぞれの市場シェアがいずれも10分の1を超える場合
- ・ 集中後の主体と他の2つの事業者の関連市場における市場シェアの合計が4分の3に達し、かつそれぞれのシェアがいずれも10分の1を超える場合
- ・ 集中により市場の協調を妨げる可能性のある事業者が排除される場合

さらに、本意見募集稿は、協調効果の発生可能性が高くなると判断する場面についても記載しています（52～54条）。

### 5. 市場参入障壁、取引相手による牽制力、効率性の向上に関する詳細な判断要素の提示

本意見募集稿は、事業者集中が有する競争を排除もしくは制限する効果、又はそのおそれを解消する要素としての市場参入の障壁の有無・程度（64～70条）の判断基準等を詳細に定めています。

本意見募集稿では、市場参入の方法として、事業者が関連市場に新規参入して競争に参加すること、川上または川下事業者が上流または下流との生産統合を通じて参入すること、及び関連市場における既存の競争者の事業拡大による参入等を想定しています。その上で、独禁法執行当局は、市場参入の障壁の有無を判断するに際し、市場参入の可能性（事業者が関連市場に参入でき、かつ参入後に集中後主体に対して競争的制約を加えることができる可能性）、適時性（市場参入が集中後十分に短い時間で発生し、かつ持続することができること）、及び十分性（市場参入が集中後主体に対して十分に有効な競争的制約を構成でき、それによって集中による競争の排除・制限効果を防止又は除去できること）等を考慮するとしています。

また、取引相手による牽制力については、取引相手の集中度及び取引相手が異なるサプライヤー間で切り替える能力という2つの方面から評価する必要があるとしつつ、取引相手による牽制力自体は、集中による競争上の損害に対して効果的に対抗できることを保証するものではないため、独禁法執行当局は、牽制力を持たない他の事業者にも利益を還元できるか否か、牽制力によって得られる利益が最終消費者にもたらされるか否か、牽制力を行使する十分な動機と意思があるか否かという3つの要素を重点的に考慮して判断するとしています（71～75条）。

さらに、事業者集中が競争を排除もしくは制限する効果を有し、又はそのおそれを

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

有することに対する抗弁となる、効率性の向上（76～79条）についても、判断基準等を詳細に定めており、独禁法執行当局が認める集中から生じる効率性の向上は、①消費者にとって有利であり、②事業者の集中に特有のものであり、かつ実証可能であるという3つの条件を同時に満たさなければならないとしています。

### 6. その他の考慮要素に関する規定

本意見募集稿は、上記以外に、事業者集中が競争を排除もしくは制限する効果を有し、又はそのおそれを有する場合であっても、事業者が、当該集中が雇用の促進、中小事業者の権利利益の保護、エネルギーの節約、環境の保護、災害時の救援・支援等の社会の公益にポジティブな影響を与えることを証明できる場合には、独禁法執行当局が、当該集中を禁止しない可能性があることを規定するとともに、公益を分析する際の条件も示しています（81条）。

### 7. 証拠資料に関する規定

本意見募集稿は、事業者集中の競争効果を評価する場合、証拠資料の範囲、取得方法及び採用判断等を定めています。独禁法執行当局は、集中に参加する事業者、川上の供給者、競争者、川下の顧客あるいは最終消費者、関係政府部門、業界協会などのルートから関連証拠資料を入手することができ、かつ利害関係のない専門家、第三者諮問機関を採用して評価に参加させることもできます（8条1項）。また、証拠資料を取得する方法として、集中に参加する事業者に資料を提供するよう要求すること、利害関係者又はその他の関連主体に調査に協力するよう求めること、書面による意見聴取、アンケート調査、座談会、質疑会、コンサルティングの委託、実地調査研究等を挙げています（8条2項）。

### 8. 終わりに

今後、「水平的事業者集中審査ガイドライン」が正式に制定されれば、独禁法執行当局の審査基準がより明確になり、事業者にとって、集中が競争に与える影響に対する独禁法執行当局の評価がより予測可能なものになることが期待されるため、引き続き独禁法執行当局の動向等を注視することが有益であると考えられます。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## Ⅲ. 生成 AI 基盤モデルと AI 製品の市場を巡る競争に関する共同声明

(高宮、塩崎、若尾)

## 1. はじめに

2024年8月23日、米国司法省は、ノースカロライナ州、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、ミネソタ州、オレゴン州、テネシー州、ワシントン州の司法長官と共に、米国の集合住宅向けの商業収益管理ソフトウェアに関する企業が賃貸人からアパートの賃貸条件に関する競争の利益を奪い、シャーマン法1条及び2条に違反したとして、ノースカロライナ州中部地区連邦地方裁判所に民事反トラスト訴訟を提起しました<sup>28</sup>。このように、近時 AI と競争法は実務上注目を集めており、その動きの一つとして、2024年7月23日に、欧州委員会（以下「欧州委」という。）、英国競争・市場庁（以下「CMA」という。）、米国連邦取引委員会（以下「FTC」という。）、米国司法省（以下「DOJ」という。）が、競争と消費者を保護するための共通の考え方を定めた共同声明<sup>29</sup>（以下「本共同声明」といいます。）に署名したことが挙げられます。ほかに、AI と競争法の中でも特に生成 AI 基盤モデルと AI 製品の市場を巡る競争に関し、各国の競争当局から声明が出されるなど活発な動きも見られます。

本共同声明は、競争法・競争政策に関して主導的な立場を果たすことが多い欧州、英国及び米国の競争当局から発出されたもので、生成 AI 基盤モデルと AI 製品の市場について競争当局の今後の取組を理解する上で参考になるものであるため、本稿では、本共同声明と、関連する動きについて概説します。

## 2. 本共同声明の概要

## (1) 競争当局の役割

まず、本共同声明では、AI に関する具体的な議論を展開する前に、欧州委、CMA、FTC、DOJ が、欧州連合、英国、米国の競争当局として、自国民の経済の利益に対する責任を共有していることを述べ、効果的な競争と消費者及び企業に対する公正かつ誠実な対応を確保するために活動するという一般論を述べています。その上で、AI を始めとするテクノロジーがもたらす機会、成長、革新について、競争市場がこれらを促進するとして、競争市場を保護する目的を明らかにしています。

<sup>28</sup> [Office of Public Affairs | Justice Department Sues RealPage for Algorithmic Pricing Scheme that Harms Millions of American Renters | United States Department of Justice](#)

なお、米国司法省と米国連邦取引委員会は、2024年3月1日に互いに競争関係にある賃貸住宅の貸主が価格設定アルゴリズムを用いて人為的に集合住宅の賃貸価格をつり上げることに違法に合意したことなどにより、シャーマン法1条に違反したとしてクラスアクション訴訟を提起しています。  
[ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2024年4月号 \(Vol.14\)](#) もご参照ください。

<sup>29</sup> [Joint statement on competition in generative AI foundation models and AI products - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## (2) 競争当局の主権的な意思決定

続けて、本共同声明では、各々の競争当局が異なった法的権限と背景を持っており、それぞれが下す決定は、常に主権的かつ独立したものとして取り扱われることを前提におきつつも、生成 AI 基盤モデルと AI 製品の市場に関する競争制限のリスクは、国際的に展開されることが予想されることから、かかるリスクについての理解を共有し、適切に各々の権限を行使することに努めていることを宣言しています。

この宣言からは、生成 AI 基盤モデルと AI 製品の市場に関する競争制限のリスクについて、国際的な連携を強め、適切に対処していく流れが、今後も進んでいくことが窺われます。

## (3) AI の技術変革

本共同声明では、基盤モデルを含め、AI の変革の可能性を認識するに至っており、これらの技術が最大限に活用されれば、国民に多大な利益をもたらす、イノベーションを促進し、経済成長を牽引することが可能となること、その上、近年、生成 AI が急速に進化しており、過去数十年で最も重要な技術開発の 1 つとなる可能性があることに触れ、AI に関する可能性を高く評価しています。こうした技術の転換期に際しては、新たな競争手段をもたらす、機会、イノベーション、成長を促進する可能性があることから、当局として、国民が恩恵を最大限に享受できるよう取り組むことを宣言しています。

さらに、本共同声明では、AI の発展を妨げ得る競争阻害のリスクについて具体例を示しながら、警鐘を鳴らしています。例えば、以下の可能性が挙げられています。

- ・ある企業が AI 技術の開発に必要なインプットを制限しようとする可能性
- ・デジタル市場で既に競争力を有する企業が、フィードバックやネットワーク効果を利用して、その力を隣接する AI 市場やエコシステム全体に拡大・強化し、他社の参入障壁を高め、競争を阻害する可能性
- ・コンテンツ制作者にとって買い手側の選択肢が限られている状況の下で、買い手が独占にわたるような交渉力を行使する可能性
- ・AI が消費者、起業家、その他の市場参加者に害を及ぼすような形で開発または利用される可能性

本共同声明では、各競争当局が、AI 開発のスピードとダイナミズム及びデジタル市場での経験を踏まえ、上記のような具体的なリスクが定着し、または回復不能な被害をもたらす前に、利用可能な権限を行使して対処していくことを約束するとしています。

## (4) 競争に対するリスク

AI の競争上のリスクを評価する上では、新たに登場する AI のビジネスモデルがイ

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ンセンティブをどのように変化させ、最終的に行動をどのように変えるかに注目することが重要であると述べると共に、リスクを3つに分類しています。

### ア 重要なインプットについての集中的な管理

基盤モデルの開発には、特殊なチップ、高度な演算能力、大規模なデータ、専門技術的知識が不可欠です。本共同声明では、こういった参入のハードルの高さから、AI全体にわたる既存または新たに生じるボトルネックを、少数の企業が悪用し、上記ツールの発展に対し、過大な影響力を持つ可能性について、危惧されています。これは革新的なイノベーションが阻害される可能性をもたらすこととなり、競争による便益を制限することを意味します。また別の可能性として、企業が自らの利益のためにAIを生成することを可能にし、その結果、一般市民や経済に恩恵をもたらす公正な競争が犠牲になる可能性を指摘しています。

### イ AI 関連市場における市場支配力の強化または拡大

基盤モデルが登場する時期には、大手の既存デジタル企業がこれまでの蓄積による強力な優位性を享受していることが想定されます。例として、インターネットプラットフォーム事業者はAIに関連する複数のレベルにおいて、相当な市場支配力を有している可能性が挙げられています。そういった可能性が現実になれば、これらの企業はAIによるイノベーションから影響を回避することが可能になったり、AIやAI対応サービスを個人や企業に提供する流通経路を管理したりするなど、AIを自社の優位性につなげることができると指摘しています。すなわち、本共同声明は、こうした企業が、将来のAI市場における競争を犠牲にしながら、過去のイノベーションを通じて確立した地位を、拡大または強化できる可能性があることを示唆しています。

### ウ 主要なプレーヤーが関与する取り決め

生成AIの開発に関連する企業間のパートナーシップ、金融投資、その他の連携は、現在まで広範囲にわたって行われています。こうした取り決めは、必ずしも競争を阻害するものではないものの、場合によっては、大手企業によって、競争上の脅威を弱体化させたり取り込んだりするために利用され、公的利益を犠牲にして市場の結果を自分たちに有利な方向に導く可能性があることが指摘されています。

### (5) AI 発展のための原則的な考え方

本共同声明は、上記のリスクを踏まえ、関連市場における知見から導かれる3つの共通原則を提示しています。

#### ① 公正な取引

市場支配力を持つ企業が排他的な戦略を取れば、競争相手が参入しづらくなり、

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

投資やイノベーションが阻害され、競争が阻害されるという可能性を述べた上で、AI の健全な発展は、企業が公正な取引を行うほど、より健全なものになると結論付けています。この考え方は競争法における基本的な考え方そのもので、これまでの競争法の考え方が、生成 AI 基盤モデルと AI 製品の市場を巡る競争にも妥当すると競争当局の考え方が窺われます。

### ② 相互運用性

AI 関連の製品やサービス、及びそれに関連するインプットが相互運用性を持つほど、AI を巡る競争とイノベーションは活発化するとの考え方が示されています。そして、これらの相互運用性を高めるのに、プライバシーやセキュリティの犠牲を伴うという主張は、厳しく検討されるべきであるとされています。プライバシーやセキュリティを理由に、AI 関連の製品やサービス、及びそれに関連するインプットを制限することに対して、当局が厳しい姿勢で臨むことを明らかにしたものと考えられます。

### ③ 選択肢の確保

本共同声明は、競争プロセスを経て生み出された多様な製品やビジネスモデルの中から特定のものを選ぶことができるのであれば、AI をとりまく市場内の企業や消費者は利益を得ることができることを指摘した上で、企業や個人が他の選択肢を取ることを妨げる可能性のあるロックインの仕組みは、精査されるべきであるとの立場を明らかにしています。また、このことは、既存企業と新規参入企業間の投資や提携関係を精査し、これらの合意が合併を回避したり、競争を阻害する形で既存企業に不当な影響力や支配力を与えたりしていないことを確認することも意味すると説明しています。さらに、買い手についての選択肢があることにより、アイデアに関する市場で、買い手が独占的な交渉力を有する状況を回避し、情報の自由な流れを確保できるとも指摘しています。

### (6) AI に関連するその他の競争リスク

本共同声明では、AI が市場に導入される際に生じ得る、その他のリスクについても指摘がされています。具体的には、アルゴリズムによって競合会社間にて競争上機密性の高い情報を共有したり、価格を操作したり、競争法に違反してその他の条件や事業戦略で共謀したりするリスクや、アルゴリズムによって企業が不当な価格差別や排除を通じて競争を阻害するリスクなどが挙げられています。競争当局は、AI 技術がさらに発展するにつれて生じ得る上記リスクやその他のリスクに対して警戒し、これらのリスクを踏まえ、生成 AI 以外の AI のさらなる発展や応用に関連して生じ得る具体的なリスクを監視し、対処することを約束しています。このことから、当局が、生成 AI 以外の AI 技術についても注視していることが読み取れます。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

## (7) AI がもたらす消費者リスク

本共同声明は、AI によって、消費者に不利益を及ぼす行為が強化されてしまうリスクも指摘しており、消費者保護の権限を有する CMA、DOJ、及び FTC も、AI の利用や応用から生じる可能性のある消費者保護の脅威に対して警戒を強めると思われるとの言及もあります。また、本共同声明は、消費者のデータを不適切に利用してモデルを訓練する企業が、人々のプライバシー、セキュリティ及び自主性を損なう可能性があること、ビジネス顧客のデータをモデルの訓練に利用する企業が、競争上機密性の高い情報を公開してしまう可能性があることを指摘した上で、消費者が購入または利用する製品やサービスにおいて、AI がいつ、どのように適用されているかについて、必要に応じて消費者に通知することが重要と述べています。消費者保護の観点から、AI の適用について消費者に知らせることは重要と思われ、今後、各法域で規制が具体化されていくことも考えられます。

## 3. 各国の動き

## (1) AI と競争法に関する各国の動向

AI と競争法という文脈では、各国が見解を発表しています。

米国では、FTC スタッフテクノロジーブログにおいて、2023 年 6 月には生成 AI が競争上の懸念を引き起こす旨の懸念が表明され<sup>30</sup>、2024 年 1 月には AI 企業がプライバシーと守秘義務を遵守すべき旨が表明されています<sup>31</sup>。EU では、2023 年 6 月に生成 AI を含む包括的なハードローによる AI の規制案である「AI 規則案」(AI Act) を採択し、2024 年 8 月 1 日に発効しています<sup>32</sup>。また、英国では、2023 年 9 月、生成 AI の基盤モデルに関する初期報告書を公表し、基盤モデル開発に関する 7 つの原則を提示しています<sup>33</sup>。フランスでは 2023 年 6 月、生成 AI 技術に関するイノベーションの重要性に触れたクラウド分野の競争に関する意見書を発表しています<sup>34</sup>。その他ドイツ、オーストラリア、ポルトガル、ハンガリー等においても AI と競争法に関して動きが見られるなど、AI と競争法の関係については世界的な関心を集めています。

## (2) AI と競争法に関する OECD の動向

こうした個別の競争当局による動きのほかに、OECD から 2024 年 5 月 24 日に、“Artificial intelligence, data and competition”<sup>35</sup>と題する報告書が提出されています。この報告書では、AI 開発を基礎モデルのトレーニング、改良、展開という 3 つの主要な段階に分け、検討しています。本共同声明と同様、競争力のあるモデルを

<sup>30</sup> [Generative AI Raises Competition Concerns | Federal Trade Commission \(ftc.gov\)](https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2023/06/generative-ai-raises-competition-concerns)

<sup>31</sup> [The DNA of privacy and the privacy of DNA | Federal Trade Commission \(ftc.gov\)](https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2024/01/the-dna-of-privacy-and-the-privacy-of-dna)

<sup>32</sup> [AI Act enters into force - European Commission \(europa.eu\)](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_1200)

<sup>33</sup> [AI Foundation Models: Initial report - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/consultations/ai-foundation-models)

<sup>34</sup> [Opinion 23-A-08 of June 29, 2023 \(autoritedelaconurrence.fr\)](https://www.utoriteconcurrentielle.fr/actualites/avis-2023-06-29)

<sup>35</sup> [Artificial intelligence, data and competition | OECD](https://www.oecd.org/artificial-intelligence-data-and-competition/)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

開発する上で重要なものとして、十分なデータや IT インフラへの一定レベルのアクセスを挙げています。また、展開の局面においては、IT インフラへの一定レベルのアクセスを要する相当なコンピューティングパワーが必要となることに言及しています。

また、この報告書では、AI 分野における競争問題を当局が評価し、競争の将来に対する現実的な懸念がどのようなものであるかを把握するには時期尚早であるとして、いくつかのリスクが浮上してくる可能性があることを指摘しています。例えば、主要なインプットへのアクセスが困難になる可能性が挙げられており、これは、本共同声明とも同様の懸念といえます。さらに競争当局の動向として、複数の競争当局が率先して、より多くの情報を収集するために生成 AI 市場の調査を行っており、このようなモニタリングや知識構築への投資は、多くの当局にとって最優先事項となる可能性が高いとしています。そして、今後、政策立案者は、支配的地位の濫用に対する迅速性と是正効果によって当局が複雑な問題に対処するのに十分な手段が残されているかどうか、また、現在の企業結合規制が幅広い取引をモニターするのに十分かどうかを検討すべきだとしています。この報告書においては、当局が効率的に知識を向上させ、動向を監視できるようにするためには、当局間の協力が重要な役割を果たすことを強調する記載もあり、本共同声明は、まさにその一例だと言えます。

#### 4. 日本の動き

日本の動きに関しては、2021 年 3 月 31 日に公表された「アルゴリズム/AI と競争政策」<sup>36</sup>において、今後の公正取引委員会の方針として、国際的な議論への継続的な参画や諸外国の競争当局との積極的な連携が打ち出され、以下のとおり、実際に国際的な連携が益々進んできている状況です。

具体的には、2023 年 11 月 8 日、G7 の競争当局及び政策立案者のトップ等が出席する「G7 エンフォーサーズ及びポリシーメーカーサミット」(G7 Competition Authorities and Policymakers' Summit) が東京において開催され、生成 AI が惹起し得る競争上の問題の指摘及びこれに対する競争当局の対応姿勢(7-13 項)を含むデジタル競争コミュニケ(Digital Competition Communiqué)<sup>37</sup>が採択されました。

また同サミットに併せて競争政策研究センター主催の第 22 回国際シンポジウムが開催され、同シンポジウムにおいて、競争政策研究センター事務局作成の「生成 AI を巡る独占禁止法上及び競争政策上の論点」(Issues regarding the development, provision, and the use of generative AI under Anti-monopoly Act and competition policy)<sup>38</sup>が公表され、生成 AI の開発、提供、活用に関して想定される独占禁止法及び競争政策上の論

<sup>36</sup> [\(令和 3 年 3 月 31 日\) デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AI と競争政策」について | 公正取引委員会 \(iftc.go.jp\)](#)

<sup>37</sup> [231108G7\\_result1EN.pdf \(iftc.go.jp\)](#)

<sup>38</sup> [231109sympo1.pdf \(iftc.go.jp\)](#)

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

点の指摘がなされました。同論点においては、データセットへのアクセス、自社優遇、抱き合わせや囲い込み等の論点が指摘されており、本共同声明との類似性も窺われます。

その後も、2024年3月15日には、競争政策研究センター主催の「生成AIと競争政策～イノベーションのために競争政策が果たす役割とは？～」と題するシンポジウムが開催されるなど、日本においてもAIと競争法・競争政策に関して継続的な調査・検討が進められているものと思われます。

### 5. おわりに

本稿で挙げたとおり、AIと競争法に関する分野、とりわけ生成AI基盤モデルとAI製品の市場を巡る競争は、世界的な関心を集めています。

様々な競争当局から公表されている報告書や考え方においては、インプットの制限等、類似の視点が示されていること、関係諸機関での連携の重要性が指摘されていることから、競争当局がこれからも緊密に連携して、AIと競争法をめぐる問題に活発に対応していくことが予想されます。今後、AI技術はますます社会に浸透し、事業活動においても重要性が増すことが想定されるなか、事業者としては、これからのAIと競争法の動きを注視していくことが有益であると考えられます。

## ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

### セミナー情報

- セミナー 『Winter School on Economics of Competition Law』
- 開催日時 2024年11月7日(木) 17:30~19:00
- 講師 高宮 雄介
- 主催 CUTS Institute for Regulation & Competition (CIRC)

### 文献情報

- 本 『海外進出企業のための外国公務員贈賄規制ハンドブック [第2版]』(2024年8月刊)
- 出版社 株式会社商事法務
- 著者 石本 茂彦、宇都宮 秀樹、山田 徹、小島 義博、秋本 誠司、小山 洋平、眞鍋 佳奈、梅津 英明、川村 隆太郎、佐藤 貴哉、井上 淳、竹内 哲、臼井 慶宜、岸 寛樹、園田 観希央、西本 良輔、高宮 雄介、鈴木 幹太、細川 怜嗣、佐藤 浩由、黒田 大介、田中 亜樹、金山 貴昭、御代田 有恒、福田 剛、立川 聡、内田 義隆、今泉 憲人、山本 健太、千原 剛、大林 尚人、澤 和樹、筑井 翔太、湯浅 哲、芳川 雄磨、西村 良、松尾 博美、小林 花梨、重富 賢人、石田 祐一郎、橘川 文哉、瀧山 侑莉花、仲谷 佳奈子、平田 亜佳音、福江 真治、森 康明、山下 泰周、柴 巍、蘇 春維、高松 レクシー、コリン・トレハーン(共著)